

長野市監査委員告示第3号

地方自治法第199条第12項及び第252条の38第6項の規定に基づき、長野市教育委員長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

平成24年3月13日

長野市監査委員	増山幸一
同	轟光昌
同	寺澤和男
同	小林秀子

過去の監査結果に対する措置の通知書

平成22年度 包括外部監査 分

指摘事項		平成23年度の措置状況(当初)	平成23年度措置状況(当初措置後の状況)	担当課
<p>V 市の契約に関する問題点(各論) 29. 教育委員会学校教育課(1)教育用ネットワークシステム維持管理業務委託 ①19年度包括外部監査のフォロー (結果1)仕様書と整合しない積算(報告書167ページ)</p>	<p>ライセンスフィーが発生しているにも関わらず積算書において明示されていない。積算書では教育用ネットワークシステム機器定額保守の金額に含まれているとのことである。ライセンスフィーは機器の定額保守とは性質の異なる項目であり、独立項目で表示し、ライセンスの内容と本数が積算と整合しているか確認すべきである。担当課はライセンスの内容、本数、金額の検討を行わないまま、業者の見積額は妥当と判断していた。</p>	<p>仕様書と整合しない積算については、監査報告後、ライセンスの内容等について契約事業者への確認等を行ってきたが、各機器に対応した形でのライセンスフィーの管理をしていなかったことが原因であったため、平成24年度契約においては、ライセンスフィーと保守部分を明確にすることで改善を図る。</p>	<p>「仕様書と整合しない積算」については、各機器に対応した形でのライセンスフィーの管理をしていなかったことが原因であった。監査報告後、ライセンスの内容、本数及び金額について契約事業者には照会・確認し、必要なライセンスフィー及び機器保守を明確にし、定価が分かるものについては個々に比較を行うことにより、その妥当性について検討を行ってきた。平成24年度に予定する契約に係る設計においては、その成果を踏まえ、ライセンスフィーと保守部分を明確にすることで、改善を行った。</p>	<p>学校教育課</p>
<p>V 市の契約に関する問題点(各論) 29. 教育委員会学校教育課(1)教育用ネットワークシステム維持管理業務委託 ①19年度包括外部監査のフォロー (結果2)情報不足により通常用いられている単価以外の単価で積算されている問題(報告書167ページ)</p>	<p>稼働時間に乗じている時間当たり8,200円の単価の根拠について担当課に質問したが明確な回答は得られていない。積算金額の妥当性を検討するに際して単価の算定根拠を把握していないにもかかわらず、業者の見積額は妥当と判断していることになる。市が通常用いている積算単価(システム開発及び保守運用に関する随意契約において市が多くの場合に採用しているシステムエンジニアの時間当たり単価)の1.4倍の時間当たり単価(1ヶ月160時間で計算)である。本来、システムの監視、管理運用等の格別高度な専門性を必要としない標準的な業務に対する単価は標準単価によるべき(結果3参照)であるが、市が通常用いている積算単価と比較しても、割高で計算がなされている。同一業者に対する同一業務に対する単価が市の内部で異なっているのは問題で、全庁データベースを構築するなどして情報の共有を図る必要がある。過大積算額 5,716千円</p>	<p>情報不足により通常用いられている単価以外の単価で積算されている問題については、単価の算出根拠が明確でなかったことが原因であったため、妥当な単価について、十分な検討を行い平成24年度契約に反映させることで改善を図る。 監査報告後、妥当な単価について検討してきたが、本業務委託には、システム開発や運用業務とは異なる内容の業務が含まれている。一般的にシステム開発や運用業務は、作業時間が特定しやすいため、単価に時間数を掛け上げることで算出は可能であると思われるが、本業務においては、実作業時間とは別に待機時間が必要な受付業務や保守業務が存在している。スポット(随時)保守契約であれば実稼働時間からの算出も可能であるが、本システムは、教育ネットワークの根幹の部分であるため24時間即時対応が必要であり、そのためには待機体制をとる必要があるため、実稼働時間当たりの単価が他業務と比較して高額なことはやむを得ないと思われるが、妥当な単価については引き続き検討を行っていく。 本業務と位置付けが近い市の業務としては、長野市フルネットセンターインターネットシステム維持管理業務が考えられるが、システム利用者が市職員のみに限られる同システムと、教職員に加えて児童生徒が利用するためコンピュータウィルスの脅威に数多くさらされ、通信も高負荷状態となる本業務としては、システム構成を含め条件が異なるため、同単価を採用することはできないが、情報政策課との情報システム関係予算要求ヒアリングなどを通して参考となる情報を入手し、情報の共有化を行うことで積算単価・積算時間について改善を図る。</p>	<p>「情報不足により通常用いられている単価以外の単価で積算されている問題」については、技術者の単価の算出根拠が明確でなかったことが原因であったため、監査報告後、妥当な積算単価について検討を行ってきた。平成24年度に予定する契約に係る設計においては、その成果を踏まえ、妥当な単価を用いて積算することにより改善を行った。 さて、単価が市の内部で異なっている問題については、本業務委託には、システム開発や運用業務とは異なる内容の業務が含まれている。一般的にシステム開発や運用業務は、作業時間が特定しやすいため、単価に時間数を掛け上げることで算出は可能であると思われるが、本業務においては、実作業時間とは別に待機時間が必要な受付業務や保守業務が存在している。スポット(随時)保守契約であれば実稼働時間からの算出も可能であるが、本システムは、教育ネットワークの根幹の部分であるため即時対応が必要であり、そのためには待機体制をとる必要がある。また、本システムは、他所風に比べ、高負荷であり、児童生徒が使用するため、コンピュータウィルス等の危険に晒されるが、特殊性、重要性が低く、特別な高い技術力も常に必要とするものではないことから、市の内部の他所属の業務と同一業務と位置付けることはできず、従って単価は異なることとならざるを得ないものである。 次に、具体的な改善策としての単価の積算については、(結果3)のとおりである。</p>	<p>学校教育課</p>

指摘事項	指摘事項	平成23年度の措置状況(当初)	平成23年度措置状況(当初措置後の状況)	担当課
<p>V 市の契約に関する問題点(各論)</p> <p>2 9. 教育委員会学校教育課</p> <p>(1) 教育用ネットワークシステム維持管理業務委託</p> <p>①19年度包括外部監査のフォロー(結果3)標準単価に比べて割高な単価による積算(報告書167ページ)</p>	<p>本委託業務の内容は格別高度な専門性を必要としない一般に実施されている情報システムの管理運用支援業務であるにもかかわらず、特定業者の見積単価によって積算されている。一般に実施されている情報システムの管理運用支援業務に対する技術者の時間単価の適用に当たっては、随意契約であるからといって特定業者の見積単価を使用して積算するのは適切ではなく、市販の積算参考資料等に掲載されている標準時間単価を基礎にして積算すべきである。</p> <p>この報告書では市販の積算資料の札幌及び名古屋の標準単価を使用すると過大金額は下記のように試算される。</p> <p>札幌市のシステム管理技術者1と2の平均値(4,356円)を使用した場合 3,528千円</p> <p>名古屋市のシステム管理技術者1と2の平均値(4,651円)を使用した場合 2,866千円</p> <p>結果2と結果3の過大積算金額の合計は下記のように試算される。</p> <p>札幌市のシステム管理技術者1と2の平均値(4,356円)を使用した場合 9,244千円</p> <p>名古屋市のシステム管理技術者1と2の平均値(4,651円)を使用した場合 8,583千円</p>	<p>標準単価に比べて割高な単価による積算については、技術者の時間単価が明確でなかったことが原因であったため、参考となる資料を勘案し、妥当な単価により積算を行うことにより平成24年度契約に反映することで改善を図る。</p> <p>監査報告後、妥当な単価を検討してきたが、市販の積算資料(10.11)のシステム管理業務では、想定しているシステムがwindowsサーバーを用いたクライアントサーバシステムであるのに対し、本委託業務対象システムでは、Linuxをはじめ、Firewall専用機器等を用いたネットワークシステムを採用しているため、技術者に対しより幅広く高いスキルが要求されることから市販の積算資料(10.11)より高額な単価とならざるを得ない。</p> <p>これらのことを十分に勘案し、妥当な単価について、更に検討していく。</p>	<p>「標準単価に比べて割高な単価による積算」については、技術者の単価の積算根拠が不明確であり、また、待機時間を時間単価に計上したことが原因であった。そこで、平成24年度契約の設計では、実稼働時間当たりの単価と待機時間の単価を別に計上することにより、改善を行った。</p> <p>また、適正な単価設定として、実稼働時間当たりの単価については、長野県の刊行物単価の決定方法に準じて、(財)経済調査会発刊の「月刊積算資料」単価を採用することにより妥当性を確保し、待機時間については、監視継続労働とし単価を3分の1にすることで、改善を行った。</p>	<p>学校教育課</p>
<p>V 市の契約に関する問題点(各論)</p> <p>2 9. 教育委員会学校教育課</p> <p>(1) 教育用ネットワークシステム維持管理業務委託</p> <p>①19年度包括外部監査のフォロー(結果4)適切でない積算(報告書168ページ)</p>	<p>・諸経費の別途計上 検討資料では諸経費(管理費として)を別途計上している。また積算書においても管理諸経費を計上している。諸経費を別途計上しているということは、単価8,200円には諸経費を含んでいないということを示している。諸経費は実績稼働時間の20%に8,200円を乗じて計算されているが、8,200円という単価は諸経費込で考えても高い(結果2参照)単価であるのに、それに 加えて別途諸経費を計上するのは問題である。なお結果2で示した標準的な時間単価を使用した場合には、標準単価にすでに諸経費部分も含まれているため、積算に際して諸経費を計上することは妥当でない。別途計上されている諸経費分3,940千円が過大となっている。</p> <p>・委託先の再委託業に対する単価 下請けを含め様々な業務が存在するにも関わらず一律8,200円という単価が設定されている。ネットワーク監視受付以外のセキュリティ監視、管理運用支援、機器定期保守、安心・安全ネットワークシステム運用保守管理の作業は再委託している部分が多い。今後、標準単価を適用する際には、このことも考慮にいれて業務に応じた適切な標準単価を基礎にし積算を行う必要がある。</p> <p>・システム監視受付業務の単価 システム監視受付業務の内容は下記に示すとおり教育ネットワークシステムの故障受付、故障の切り分け、故障手配であり、専任保守受付担当が遠隔監視受付業務を行っている。受付は24時間、監視装置のアラーム及び電話によって故障を受け、故障手配を依頼するものである。監査人のアンケートに対する回答では、この業務は保守担当受付がおこなっており、他の業務と同様に表1の時間単価8,200円を使用するのは適切でない。</p> <p>完全に一致するものがないので高めではあるが、市販の積算資料のシステム運用技術者1と2の平均の金額を使用して過大金額を試算すると以下のようになる。</p> <p>札幌のシステム運用技術者1と2の平均値(3,878円)を使用した場合2,052千円</p> <p>名古屋のシステム運用技術者1と2の平均値(4,025円)を使用した場合1,982千円</p> <p>ただし、標準単価と随意契約先の統一単価との全体的な差額はまず結果3で計算しているので、結果5における過大積算金額は以下のようになる。</p> <p>札幌の単価使用した場合 226千円</p> <p>名古屋の単価を使用した場合 287千円</p> <p>(以下省略)</p>	<p>適切でない積算については、監査報告後、諸経費の対象等を再度詳細に調査したところ、教育用ネットワークシステム機器定期保守に含まれないライセンスフィー 3,440,750円(サーバー保護20ライセンス、アンチウィルス・アンチスパム 2500ライセンス、ログサーチ7000ライセンス 平成19年のものが入手できなかったため平成23年度のもの)が管理費に含めて計上されていた。</p> <p>必要なライセンスフィー、機器の保守、人件費が積算上明確にされていなかったことが原因であったため、平成24年度契約時には、それぞれの項目を明確に区分し、積算に反映することにより改善を図る。</p> <p>委託先の再委託業務に対する単価については、積算単価の根拠が不明確であったことから、運用形態や実業務について現在確認しており、再委託に見合った単価について、引き続き検討していく。</p> <p>システム監視受付業務の単価についても、積算単価の根拠が不明確であったことから、積算単価・積算時間について更に検討していく。</p>	<p>「適切でない積算」については、監査報告を受けた後、諸経費の対象等を再度詳細に調査したところ、教育用ネットワークシステム機器定期保守に含まれないライセンスフィー3,440,750円(サーバー保護20ライセンス、アンチウィルス・アンチスパム 2500ライセンス、ログサーチ7000ライセンス 平成19年のものが入手できなかったため平成23年度のもの)が管理費に含めて計上されていたことが判明した。</p> <p>そこで、平成24年度に予定する契約に係る設計において、その成果を踏まえ、必要なライセンスフィー、機器の保守、人件費を明確に区分し、積算に反映することにより改善を行った。</p> <p>委託先の再委託業務に対する単価については、業務場所が長野市であることから、長野県の物価資料掲載単価決定方法に準じることにより適切な単価を設定し、また、各業務の単価についても標準的な単価を設定した。</p>	<p>学校教育課</p>

指摘事項	指摘事項	平成23年度の措置状況(当初)	平成23年度措置状況(当初措置後の状況)	担当課
<p>V 市の契約に関する問題点(各論) 29. 教育委員会学校教育課 (1) 教育用ネットワークシステム維持管理業務委託 ①19年度包括外部監査のフォロー (結果4) 適切でない積算(報告書169ページ)</p>	<p>・過大積算金額の試算額合計 以上の結果を市が実施した平成19年度の稼働費用積算に反映して監査人が計算しなおすと事業者の見積り金額は標準単価に札幌市を使用した場合と比べて13,030千円、名古屋市を使用した場合と比べて12,430千円過大になっている。 この過大金額はあくまでも試算金額であるが、過大金額の主な内訳は結果にあるように業者見積単価と標準単価との差額を原因とするものであり、適切な標準単価を基礎にして適切な積算を行うことにより積算金額の引き下げを実現すべきである。</p>	<p>・過大積算金額の試算額合計については、積算単価・時間を検討している段階であるが、19年度の積算について、待機時間を考慮して現段階で仮に積算した結果は、次のとおりである。 前提とする単価は、市販の積算資料(11.03)(業務内容が(10.11)と変更になっている)下請会社に合わせ東京を採用(参考になる資料が他にないため、今回の仮算出のための仮単価として採用) ①教育用ネットワークシステム監視受付 技術者単価は、受付業務の適切な一次切り分け業務・修理手配を行うには本システムの理解と、高い技術力が必要なことから、社内で認められるレベルの技術者(ITSPレベル5程度)が業務に当たるため、システム管理技術者1と2の平均値から時間当たり5,300円を仮に採用した。 待機時間単価については、本業務委託に対する事業者の体制維持費用について算出ができなかったことから5,300円の3分の1を採用。3分の1は労働に対する当直や日直の手当ての考え方を参考にした(インターネット資料を参考:監視継続労働)。 19年度稼働時間から438.8時間(報告書作成時間は待機時間とする。) 待機時間 6,656時間(16時間×5日+24時間×2日)×52週) (24時間365日対応であることから、平日の8時間を除いたもの) 5,300円×438.8時間 ≈ 2,325千円 5,300円÷3×6,656時間 ≈ 11,759千円から ①の積算額 14,084千円 ②教育ネットワークセキュリティ監視 ①と同等にネットワーク監視やログ解析には技術力が必要なことから単価は5,300円とする。 19年度稼働時間から773時間(報告書作成時間は待機時間とする) ②の積算額5,300円×773時間 ≈ 4,097千円 ③教育ネットワークシステム管理運用支援 ①と同等にファイアウォールの設定、ソフトウェアバージョンアップにおける影響調査等技術力が必要なことから単価は5,300円とする。 19年度稼働時間から584.8時間(報告書作成時間は待機時間とする) ③の積算額5,300円×584.8時間 ≈ 3,099千円 ④教育ネットワークシステム機器保守 定額保守内とし0時間 ⑤安全安心ネットワークシステム危機保守・管理運用支援 単価は福岡のシステム管理技術者2を採用し4,712円(市販積算資料では、パッケージに対する費用は含まれていないため、単価に上積みを検討しなければならぬ。) 19年度稼働時間から174.2時間(報告書作成時間は待機時間とする) ④の積算額4,712円×174.2時間≈820千円 ①から④までの合計は22,100千円であるが、報告書166ページの人件費合計A 23,642千円には人件費分ではないライセンスフィー 3,440千円と安全安心ネットワークシステムサーバ等保守料1,160千円(ファイアウォール1台サーバ5台)が含まれていたことからA 23,642千円から3,440千円と1,160千円を差し引くと19,042千円となり①～④の合計積算よりも3,058千円安価となっているため、一概に過大積算とはいえないと考えられる。 しかし、単価や時間の積算には再検討が必要であることから、引き続き精査を行い、適切な積算をすることにより平成24年度契約に向け改善を図る。</p>	<p>上記の結果1から4までに記載した「平成23年度措置状況」により、適切な標準単価を基礎とした適切な積算を行い、改善を行った。</p>	<p>学校教育課</p>
<p>V 市の契約に関する問題点(各論) 29. 教育委員会学校教育課 (1) 教育用ネットワークシステム維持管理業務委託 ②平成21年度の業務完了報告書の稼働報告書について (結果1) 実績の把握検討と翌期以降の積算への反映が行われていない問題(報告書170ページ)</p>	<p>安全・安心ネットワークシステムの運用支援の中の「定期バックアップ及びログ確認」業務に関する実績報告の作業時間が9月以降増加している。定期バックアップ840分(8月までは180分)ログ確認900分(8月までは120分)となっているが、実際には9月以降も8月までと同様、定期バックアップ180分、ログ確認120分であった。 結果として、定期バックアップ時間が77時間、ログ確認が91時間、合計168時間過大に報告されていた。 合計168時間の記載違いは軽微とは言えず、市の側でも実績報告をしっかりと確認する必要がある。その他の時間についても再度見直す必要があると思われる。適切な積算を行うために実績報告の検証をしっかりと行い、積算に反映させる必要がある。</p>	<p>実績の把握検討が行われていない問題については、実績報告の確認が不足していたことが原因であったため、複数人で確認を行うことすることで改善を図った。 翌期以降の積算への反映が行われていない問題については、監査報告後検討してきた。 実績報告の翌期以降への反映については、本維持管理業務対象は教育ネットワークの基幹となる部分であるため、24時間対応の故障受付、対象機器によっては24時間365日の修理手配を行っており作業時間に加え待機時間が発生するものとして考えられるため、実作業時間で積算することは業務委託の性質から難しいと考えるが、本委託業務に関わる時間としては作業時間も考慮し適正な単価、時間を算出することにより平成24年度契約に反映することで改善を図る。</p>	<p>「実績の把握検討が行われていない問題」については、実績報告の確認が不足していたことが原因であったため、複数人で確認を行うことすることで改善を図った。 「翌期以降の積算への反映が行われていない問題」については、平成24年度に予定する契約に係る設計において、平成23年度上半期の実績報告書の確認を再度行った上で積算時間を採用することで改善を行った。</p>	<p>学校教育課</p>

指摘事項	平成23年度の措置状況(当初)	平成23年度措置状況(当初措置後の状況)	担当課	
<p>V 市の契約に関する問題点(各論)</p> <p>2 9. 教育委員会学校教育課</p> <p>(1) 教育用ネットワークシステム維持管理業務委託</p> <p>②平成21年度の業務完了報告書の検閲報告書について(結果3)一式〇〇円の形の積算(報告書171ページ)</p>	<p>ハードの保守費用の内容が明らかにされていない。NTT東日本の説明では、ライセンスフィーと若干のバックアップメディア代や一部のソフトウェア保守費用等も教育用ネットワークシステム機器定額保守に含まれているとのことである。このように教育用ネットワークシステム機器定額保守には様々な要素が含まれているが、今後は教育用ネットワークシステム機器定額保守に含まれる内容を細かく把握し、個々の積算金額が実態に応じて適切に積算されているのかどうか検討すべきである。</p> <p>例えば平成21年度において物理的な故障に対する対応(トラブルシューティングで機器に関係するもの)は年に7件、50時間と報告されている。物理的な故障に対する対応は本来の意味(狭義)の機器定額保守に該当すると考えられるが、様々な要素が含まれる機器定額保守の中の、物理的な故障に対する対応等の本来の意味(狭義)の機器定額保守の金額を明らかにしたうえで、実際の物理的な故障に対する対応等に対する出勤状況と狭義の定額保守金額のバランスについて検討する必要がある。トラブルシューティングの都度、現場実施報告も受ける必要もあると思われる。</p>	<p>一式〇〇円の形の積算については、各機器の導入時期がシステム内で異なり、保守が単年の別契約となっていることが保守対象・保守費用が明確にできない原因であると考えられる。</p> <p>製造から期間の経過した機器の保守に関して製造メーカーの保守が受けられない状態や修理不能となる状態も考えられ、製造メーカーによる保守が不能な機器に対し代替機による運用も生じているため、保守費の算出は難しい状態であるが、契約事業者と協議の上、契約内容を細分化し平成24年度契約において積算に反映させることで改善を図る。</p>	<p>「一式〇〇円の形の積算」については、御指摘のように、ハードの保守費用の内容が明らかにされていないが、これは、各機器の導入時期がシステム内で異なり、保守が単年の別契約となっていたことが原因である。監査報告後、ライセンスフィー、ハード保守(機器の修理)と機器修繕に伴うソフト的な人件費(再設定等)を別々に積算し、額の妥当性については定価の確認等を行うことにより検証した。平成24年度に予定する契約に係る設計において、その成果を踏まえ、改善を行った。</p>	<p>学校教育課</p>
<p>V 市の契約に関する問題点(各論)</p> <p>3 1. 教育委員会文化財課</p> <p>(1) 松代城跡植栽管理業務委託</p> <p>○当初の契約に盛り込むべきものの(報告書180ページ)</p>	<p>当該業務委託契約は、平成22年1月25日に契約変更がなされており、その変更理由は以下のとおりである。</p> <p>「松代城跡の石垣上の松は平成18年の夏以降剪定されておらず、伸びすぎて、枝が堀の方に大きくなつた下がつている状態である。今後、強風や降雪の際に枝が幹を引き裂きながら折れる可能性がある。また、剪定の行き届いていないサクラやイチョウなど、枝葉が重なり枯死したり、枯れた枝が見学者に当たって怪我を負わせる危険性もあることから、松11本、サクラなどの剪定33本、貝殻虫の消毒20本を行うため設計変更を行う。また、4月からの松代イヤーに当たり、今年度中に執行することにより、気持ちよく来場者に見学いただけるものとする。」</p> <p>しかしながら、この事実は当初契約時に把握できるものであり、当初契約に織り込むべき内容である。当初契約時に状況把握が出来ていないことが裏付けられた格好になるので、当初契約の際に状況確認を確実にし、安易な契約変更はなされるべきではない。</p>	<p>当該業務委託契約は、年度当初から植栽の管理を行うため、前年度の2月中に樹木の生育状況、害虫の発生等の状況を把握して設計したものであるが、当該年度は、例年以上に強風や積雪の日が多く、樹木の枯れ枝落下等の危険要因の除去を行う剪定の必要が生じた。</p> <p>また、樹木の剪定は毎年ではなく、5年ごとに行っており、今回は平成22年度の予定であったが、松代イヤーを控え、年度当初のサクラの咲く4月から多くの来場者が見込まれることから、安全に配慮し、1年前倒して剪定をした方が良いと判断し、契約を変更して剪定を行った。</p> <p>樹木の剪定については、計画的に行うのは当然であるが、今後、枯れ枝や樹勢などについても常に状況を把握し、先を見通し必要に応じ当初契約に織り込むようにし、変更契約を行わずに済むよう努めてまいりたい。</p>	<p>23年度以降は、枯れ枝や樹勢、強風や積雪の影響を受けそうな枝などについて緻密に状況を把握し、必要事項を当初契約に織り込み、変更契約を行わないよう改善を図った。</p>	<p>文化財課</p>
<p>V 市の契約に関する問題点(各論)</p> <p>3 2. 教育委員会体育課</p> <p>(1) 長野県長野運動公園の管理等に関する業務委託</p> <p>○適切でない積算(報告書183ページ)</p>	<p>上記12月の「県営野球場 業務管理日誌」の業務内容に「サブトラ水飲み場水道止め」がある。他の日にも同様に長野県営球場以外の長野運動公園内の施設の維持管理を行っていると思しき記述がある。</p> <p>ということは、本件の積算基礎になっている人件費に対応する人材が、契約相手方のシンコースポーツ㈱の長野県営球場以外の業務(長野市の長野運動公園に関する指定管理業務)に従事していることとなる。</p> <p>担当課においては、オフシーズンであっても丸一日人員1名を配置する積算が行われているが、上記内容等からも丸一日県営野球場の業務に従事しているとは認められない。反面、ハイシーズンにおいては担当課積算の人員数では業務が滞りなく遂行できると考え難く、結果として積算内容と実態が乖離していると考えられる。</p> <p>したがって、本件に関してどのようにシンコースポーツ㈱のスタッフが従事しているのか事実確認を行い、適正な積算を行うべきである。</p>	<p>県営野球場の業務委託については、指定管理者導入時に、公園の一体的管理と経費の削減の観点から、県と協議のうえ再委託しているものである。</p> <p>委託業務以外の業務に従事していたとされる件については、指摘のとおりであることを確認したため、運動公園管理業務と県営野球場管理業務とは区別するよう指定管理者に指導した。</p> <p>委託経費については、請負業者の見積を参考に、繁忙期2名、閑散期1名の人員配置で積算したものである。</p> <p>従事者数の実態については、指定管理者が現在使用している業務日誌では従事者の人数記載欄が無く、従事者実態が把握できないため、平成23年度当初から従事者数が把握できるよう業務日誌の一部を変更し改善するよう指示した。</p> <p>平成24年度の積算からは平成23年度の従事者数を検証したうえで、実態に即した積算を行うよう改善を図る。</p>	<p>平成23年度の年間の従事者数を検証したうえで、平成25年度の積算から実態に即した積算を行うよう改善を図る。</p>	<p>体育課</p>
<p>V 市の契約に関する問題点(各論)</p> <p>3 2. 教育委員会体育課</p> <p>(2) ボブスレーリュージュパーク中央監視設備保守点検委託</p> <p>○実績の把握検討と翌期以降の積算への反映が行われていない問題(報告書185ページ)</p>	<p>本業務委託に関して、長野市の積算における点検技術者の人工数(設計内訳書)と、受託業者からの報告書による実際人工数は以下のとおりである。</p> <p>(表省略)</p> <p>となっており、単純計算では長野市設計額による人工数の方が実際人工数よりも大きく、金額にして約400,000円の差となる。なお、無停電電源装置及び非常用発電装置を兼任する者が1名存在するので、人工数を折半とした。</p> <p>ちなみに、昨年度(平成20年度)実績を上記同様に確認すると以下のとおりであった。</p> <p>(表省略)</p> <p>となっており、平成21年度同様、単純計算では長野市設計額による人工数の方が実際人工数よりも大きく、金額にして約600,000円の差となる。</p> <p>このように、2年度連続して長野市積算人工数が実績人工数を上回っている。この差額の影響は人工数から算出される直接費のみならず、当該直接費に一定率を乗じて算出される共通仮設費、現場管理費、一般管理費といった間接費も一連で増加させる結果となる。</p> <p>ただし、この業務委託は人工の提供を目的とする業務委託ではなく、仕様書に定められた点検を満たすことが受託者のなすべき業務であるから契約変更を行うなどの必要性は認められない。</p> <p>しかしながら、今後も当該業務委託が随意契約で継続していくことも鑑み、過去の業務委託に関して設計人工数と実際人工数の差異の検証をし、今後の積算に活かすべきである。</p>	<p>ボブスレーリュージュパーク中央監視設備保守点検委託について、設計内訳書の人工数と報告書の人工数の差異を確認したところ、報告書の人工数には設計内訳書で計上していた、作業員の移動に係る人工数が報告されていないことが判明した。平成21年度の委託業務について、受託業者からの報告された人工数に移動に係る人工数を加え、差額について積算すると設計内訳書に比して約20,000円の減額となった。同様に平成20年度の委託業務について差額を計算すると約200,000円の増額となった。</p> <p>平成21年度の設計額は概ね適正であると判断できるが、平成20年度の設計額については、非常用電源装置の人工数について、設計書と報告書に差があることが判明したので、今後詳細に検証するとともに、平成23年度の点検委託設計時には、過去の業務委託に関する実績人工数の検証結果を、積算に反映させるよう改善を図る。</p>	<p>平成23年度の点検委託設計から、過去の業務委託に関する実績人工数の検証結果を、積算に反映させ、改善を図った。</p>	<p>体育課</p>

指摘事項	指摘事項	平成23年度の措置状況(当初)	平成23年度措置状況(当初措置後の状況)	担当課
<p>V 市の契約に関する問題点(各論) 3.2. 教育委員会体育課 (3)平成18年度工事・業務委託設計積算基準(結果1)積算における価格に関する問題(直接材料費)(報告書187ページ)</p>	<p>スパイラル積算基準には、材料費に関し以下のように規定されている。 機器、材料単価の採用順位は次のとおりとする。また、過去の事例等を参考にして決定することができる。 ①建設物価、積算資料 ②カタログ×実勢掛け率 インターネットによるメーカー調査価格もカタログ価格と見なす。 ③見積りによる場合(原則として3社以上、ただし施工方法等を含めて見積りを徴収する場合は原則として2社以上とする。) 1社見積 見積額×一定率 2社以上 最低見積額×一定率 したがって、スパイラル積算基準の適用を受ける工事に関する材料費積算は、優先順位としてまず建設物価又は積算資料に基づいてなされなければならないことになるが、実際の随意契約に係る業務に必要な材料は汎用性が極めて低く、結果的にほぼ全部の材料について優先順位の最も低い③が適用されている。 また、その材料の汎用性の低さから従来からの随意契約先のみより見積書を徴して積算している。(これは現実的に複数の見積りを徴して積算しようとしても、その業務の特殊性から新規参入業者の見積額は研修費用、事前調査費用等がかさむことが予想されるため、見積り徴収してもその効果は疑問であるなどの事情による。) 上記のとおり、スパイラル積算基準では「原則3社以上の見積り」を規定していながらも「1社見積の際には見積額×一定率で積算する」となっており、そもそも基準自体に不整合があるのだが、現実的に随意契約に関する業務には1社見積りによらざるを得ないものがある。 また、③適用にあたって乗ずる一定率は、材料の標準的価格算定の上で重要な比率であるが、その根拠については不明確である。 これらの点について、スパイラル積算基準の見直し、検証が必要である。</p>	<p>平成18年度工事・業務委託設計積算基準(結果1)の指摘のうち、積算部分の不整合な部分については、随意契約による場合で複数見積りの徴収が適当でない場合は、1社見積りができる旨、基準を改定し「平成23年度工事・業務委託設計積算基準」として、運用中である。 また、(結果1、結果2)の指摘のうち、見積り額に乗ずる一定率の検証については、平成18年の積算基準は、スパイラルと同様に企業独自で設計・製造している特殊設備を管理している庁内他施設の設計基準を参考としており、一定率も、その基準とほぼ同様の比率を採用している。 この一定率については、平成23年度において、他都市の一定率を調査した結果、この平均値が設計基準の採用している数値と近似していることが確認されていることから、スパイラル積算基準においても現行の一定率を当面採用するが、今後、庁内他施設と調整を図りながら定期的に妥当性を検証する。 なお、労務費の積算において、長野県単価を適用しない場合は、その理由を設計書に明記するよう改善を図る。</p>	<p>労務費の積算において、長野県単価を適用しない場合は、その理由を設計書に明記するよう改善した。</p>	<p>体育課</p>
<p>V 市の契約に関する問題点(各論) 3.2. 教育委員会体育課 (3)平成18年度工事・業務委託設計積算基準(結果2)積算における価格に関する問題(直接工事費の労務費算定)(報告書187ページ)</p>	<p>スパイラル積算基準には、労務費に関し以下のように規定されている。 ①労務単価 原則として長野県単価(最新版)とする。 なお、特殊な条件における施工については、前記労務単価に作業割増を加えることができる。ただし、上記によることが不適当な場合は見積りによることとし、見積りの掛け率は下記による。 1社見積 見積額×一定率 2社以上 最低見積額×一定率 したがって、スパイラル積算基準の適用を受ける工事に関する労務費積算は、長野県単価を採用することが原則であり、それが不適当な場合は見積りによることとなっているから、まず長野県単価のどの単価を適用するかを明確にする必要があるが、実際の工事に関する積算を確認すると、見積りによる単価に掛け率を乗じる例外の単価が採用されている事例がある。 この労務費におけるスパイラル積算基準に関しては、(結果1)と異なり、単価設定方法を優先順位の取り決めではなく長野県単価によることを原則の取り扱いとしているのであるから、例外規定を使うのであれば長野県単価によることが不適当であることの理由が明確でなければならないが、その理由は各積算上において不明確である。 もっとも、ボブスレーリージュパークの特殊性から、採用する長野県単価の中に相応しいものが存在しない可能性も否定できない。とするならば、(結果1)同様、見積り額に乗ずる一定率の根拠の見直し、検証が必要である。</p>			